

釜石地方振興局長告示第4号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成19年4月20日

釜石地方振興局長 海野 伸

居宅介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0311100036	アイリスケアセンター釜石大町	ニチイケアセンター釜石大町	釜石市大町一丁目8番6号明治中央ビル1階	平成19年4月1日
0311100044	アイリスケアセンター釜石	ニチイケアセンター釜石	釜石市中妻町一丁目12番2号	〃